

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 8 月 22 日（金）第 645 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定の通知（7件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	6
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	6
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い）	6

告

示

鹿児島県告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
南九州市頴娃町牧之内字小ヶ谷15204番1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所

枕崎市田布川町1116番，1127番，1129番，1130番，1156番，1157番，1167番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市陽成町字古戸5279番，字宇都口5325番 1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町上手字小平5459番 8

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町下手字栗下4012番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町上手字秋上5484番 1, 5484番 3 から5484番 8 まで, 5485番 1 から5485番 9 まで, 5490番 1 から5490番 6 まで, 5532番 1, 5532番 5 から5532番12まで, 5549番 1, 5549番 6 から5549番14まで, 字岩下5633番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町藤川字菅ヶ谷1456番18, 1457番4, 1463番2, 1464番1, 1464番2, 1469番3, 1469番17, 1469番26, 1469番28
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第531号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市高城町字染敷4020番から4022番まで, 4029番, 4032番から4034番まで, 4117番, 4118番, 4120番, 4121番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町月野字上長迫2348番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字上大迫2605番，2605番 2，2635番 4，2635番 9

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第534号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人徳洲会 介護老人保健施設 愛心園介護センター	大島郡天城町瀬 滝398	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3番1－ 1200号	東上 震一	令和 7 年 7 月 1 日	訪問介護
さつま日置農業 協同組合	日置市日吉町吉 利851番地	さつま日置農業 協同組合	日置市伊集院町 下谷口1810番地	能勢 新市	令和 7 年 7 月 31 日	訪問介護
桃源郷ヘルパー ステーション	出水郡長島町鷹 巣740番地 2	社会福祉法人東 長会	出水郡長島町鷹 巣740番地 2	大川 一成	令和 7 年 7 月 31 日	訪問介護
訪問看護ステー ションほほ笑み	鹿屋市串良町上 小原4606－3 宝 来貸家 F 棟	R e t r y Z 合 同会社	鹿屋市串良町上 小原5286番地 1	吉永 雄二	令和 7 年 7 月 31 日	訪問看護

鹿児島県告示第535号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 ひおきの風	日置市日吉町日 置375番地	医療法人みゆき 会	日置市日吉町日 置390番地1号	坪内みゆき	令和7年 8月1日	訪問介護
訪問看護CocoAi ra	姶良市西宮島町 10-16-301	一般社団法人ド リーム新社	鹿児島市荒田一 丁目41-16	中村 友作	令和7年 8月1日	訪問看護

鹿児島県告示第536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステー ションほほ笑み	鹿屋市串良町上 小原4606-3宝 来貸家F棟	R e t r y Z 合 同会社	鹿屋市串良町上 小原5286番地1	吉永 雄二	令和7年 7月31日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護CocoAi ra	姶良市西宮島町 10-16-301	一般社団法人ド リーム新社	鹿児島市荒田一 丁目41-16	中村 友作	令和7年 8月1日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第538号

肝属郡肝付町南方23番地7 津代正秋及び肝属郡肝付町南方515番地1 柳川良則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及びます網漁業

鹿児島県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）奥園溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 8 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 8 月 25 日から同年 9 月 22 日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市役所農政林務課